

公益事業における争議行為の予告

1 公益事業における争議行為

労働組合又は使用者がその主張を貫くために争議行為を行うことがあります。

争議行為が、公益事業において行われる場合は、当事者である労働組合又は使用者は少なくとも争議行為が行われる日の10日前までに労働委員会と県知事（商工労働部労働政策課）にそのことを文書で通知しなければなりません（労働関係調整法第37条）。

これは、公益事業を営む事業所における争議行為の場合、住民の日常生活への影響が大きいことから、あらかじめ争議行為が行われることを公表することによって、突然の争議行為による住民への影響を最小限にすることを趣旨としています。

この通知を行わずに争議行為を行った場合、10万円以下の罰金に処せられることがあります（労働関係調整法第39条）。

○「公益事業」とは

「公益事業」とは、次に掲げる事業であって、公衆の日常生活に欠くことのできないものをいいます（労働関係調整法第8条）。

(1)運輸事業 (2)郵便又は電気通信事業 (3)水道、電気又はガス供給事業 (4)医療又は公衆衛生事業

なお、運輸事業の中で公益事業に該当する者は、「一般公衆の需要に応じ、一定の路線を定め、定期的に旅客または貨物を輸送する事業」とされています。したがって、路線バス・鉄道・航空事業などが該当しますが、ハイヤーやタクシー事業は、路線ではなく区域であるため該当しません。

○「争議行為」とは

「争議行為」とは、集団的な労使関係にある当事者が、労働関係に関する主張を貫徹することを目的として行う行為及びこれに対抗する行為で、業務の正常な運営を阻害するものをいいます（労働関係調整法第7条）。

労働組合の争議行為としては、同盟罷業（ストライキ）、怠業（サボタージュ）などがあり、使用者がこれに対抗するための争議行為としては作業所閉鎖（ロックアウト）があります。

2 争議行為の予告通知

上記のとおり、争議の予告通知は文書で行う必要があります。予告通知には、次の事項を記載してください。

(1)通知者の名称、事業所所在地、電話番号、代表者役職氏名

(2)争議行為の目的（要求事項）

(3)争議行為の日時

(4)争議行為を行う場所

(5)争議行為の概要（争議行為の種類、規模等）

(6)争議行為に至るまでの経過等

なお、争議行為が2以上の都道府県にわたるものであるとき、又は全国的に重要な問題に係るものであるときには、中央労働委員会と厚生労働大臣に通知することになっています。

(1) 記載例

争議行為の予告通知の記載例は次のとおりです。

△△年△△月△△日

沖縄県労働委員会会長 殿

(沖縄県知事 ○○ ○○ 殿)

○○産業労働組合

執行委員長 沖繩太郎

(TEL : ○○○-○○○-○○○○)

争議行為予告通知書

労働関係調整法第37条の規定に基づき、下記のとおり争議行為に関する通知をいたします。

記

1 目的 賃上げ要求、労働協約改定要求、組合員の解雇撤回要求

2 日時

△△年12月15日 午前9時から争議解決の日まで

3 場所

(名称及び所在地)

○○産業株式会社 (沖縄県那覇市泉崎△-△-△)

○○産業株式会社中部支社 (沖縄県沖縄市胡屋△-△-△)

○○産業株式会社北部営業所 (沖縄県名護市宮里△-△-△)

4 概要

全職場において、ストライキを実施します。

5 経過

○○産業労働組合は、△△年10月25日第15回中央委員会において要求とスト権の確立を決定しました。11月1日、○○産業株式会社に対し、賃上げ等の要求を提出し、交渉を重ねてきましたが、合意にいたらず、ここに争議行為の通知を行うものであります。

【 留 意 事 項 】

- 1 争議行為予告通知は、特に様式が定められているわけではありませんが、記載例を参考に作成し、提出してください。
- 2 使用者がロックアウトなどの争議行為を予定している場合も、争議行為予告通知の提出は必要となり、記載例に準じて記載してください。
- 3 右上の「年月日」は、当労働委員会に提出する日を記入してください。
- 4 「目的」は、労働争議となった組合の要求事項を記入してください。例えば、「賃上げ要求」「労働協約の改定」等です。
- 5 「日時」は、できる限り具体的に記入してください。なお、「争議行為予告通知は、争議行為を行う10日前までに行う」こととなっていますので、提出の際はご注意ください。
- 6 「場所」は、できる限り具体的に記入してください。争議行為の通知は、住民にその争議行為によって受ける影響を知らせることを主旨としています。
- 7 「概要」は、争議行為の種類、規模等をできる限り具体的に記入してください。
- 8 「争議に至るまでの経過」は、簡潔に記入してください。
- 9 その他
 - (1) 通知書は1部提出してください。また、労働委員会会長宛てのほか県知事宛ての通知書を作成し、提出する必要がありますのでご注意ください。

なお、県知事宛ての通知書の提出先は、沖縄県商工労働部労働政策課となります。
 - (2) 郵送での提出も受け付けていますが、その際、争議行為の実施が可能となるのは、予告通知が事務局へ届いた日から10日後となりますので、争議行為予定日及び郵送に要する日数を考慮して提出してください。
 - (3) 不明な点は、当労働委員会事務局調整審査課までお問い合わせください。

3 争議行為の発生届出

争議行為（ストライキ、ロックアウト等）が発生したときには、事業の種類にかかわらずその当事者は直ちにそのことを労働委員会又は県知事に届け出なければなりません（労働関係調整法第9条）。

この届出の趣旨は、労働委員会は労働争議の解決を任務としていること、また、県知事は労働行政の担当者として調停の請求を行う場合もあるなど常に労働争議に関する情勢を的確に把握しておく必要があるためです。

争議行為の届出は、口頭又は電話等の適当な方法で行ってください。

4 労働争議の実情調査

公益事業を行う事業所で労働争議が行われたときには、当委員会会長は、委員、事務局職員にその実情を調査させ、又はあっせん員候補者にその調査を依頼します。

公益事業以外の労働争議については必要に応じて調査が行われます（労働委員会規則第62条の2）。

当委員会の場合、争議行為の予告通知のあった公益事業については、事務局職員が電話等により実情調査を行います。

この手引に掲げた申請書等の用紙は事務局に備えています。また、当委員会のホームページから直接ダウンロードすることも可能です。

→ 沖縄県労働委員会 HP の URL : http://www.pref.okinawa.jp/site/rodo_i/index.html

<お問合せ先>

〒 900-8570 沖縄県那覇市泉崎 1 - 2 - 2 (沖縄県庁 2 階)

沖縄県労働委員会事務局 調整審査課

T E L 0 9 8 - 8 6 6 - 2 5 5 1

F A X 0 9 8 - 8 6 6 - 2 5 5 4